2 1 陳情第 1 4 号

2 1 陳 情 第 1 4 号	日本軍「慰安婦」問題の解決を一刻も早くすすめるための陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成21年6月2日受理、平成21年6月11日付託
陳情者	新宿区下落合

(要旨)

日本軍「慰安婦」問題について、政府の誠実な対応を求める意見書を各関係省庁に提出してください。

(理由)

1991年被害女性が初めて元「慰安婦」であったと勇気ある告発をされて、20年ちかくが経とうとしております。日本政府は告発のあったその年に調査を始め、2年後には河野官房長官が「当時の軍の関与のもとに、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である」と政府として認めた談話を発表しました。それにもかかわらず日本政府は日本軍「慰安婦」問題は、サンフランシスコ条約や二国間条約で解決済みとして、法的責任を拒否しつづけており歴史教科書からその記述までも消去しました。多くの被害者及び被害国政府は、日本のこのような態度を受け入れていません。被害女性らは高齢に達し、無念の生涯を終えたという訃報が相次いでいます。「慰安婦」問題は「女性の人権の問題」であり、人間の尊厳を回復する課題です。

一日も早い解決のために、区議会として日本政府が誠実な対応をとるよう働きかけてくだ さるようお願い致します。